

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		栃木市勤労者総合福祉センター使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市勤労者総合福祉センター条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市勤労者総合福祉センター条例第9条、栃木市勤労者総合福祉センター条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労者総合福祉センター条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市勤労者総合福祉センター条例施行規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第9条の規定により使用料を減免する場合の基準は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 市又は市に直接関係のある機関、団体等が公の目的で利用するとき。</p> <p>(2) 市長が特に必要と認めるとき。</p>	